

議案第126号

上越市印鑑条例の一部改正について

上越市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年9月3日提出

上越市長 村山秀幸

上越市印鑑条例の一部を改正する条例

上越市印鑑条例（昭和50年上越市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「基づく本市の」を「基づき、本市が備える」に改める。

第4条第2項中「外国人」を「外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。））」に、「住民基本台帳に」を「住民票に」に、「（）第30条の26第1項」を「。以下「令」という。）第30条の16第1項」に、「記載し」を「記載（法第6条第3項に規定する磁気ディスクをもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をし」に改める。

第6条第1項第1号中「、名」の次に「、旧氏（令第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。））」を、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第2項中「（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。））」を削り、「記録され」を「記載がされ」に改める。

第13条第1項第4号中「、氏」の次に「（氏に変更があつた者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。））」を加える。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。